



これはよくて、これはだめ？ 著作権の話

プリントにフリーのイラストを使う、HPの写真にキャラクターの写真が写っている…
これって著作権侵害にあたる？
様々な場面での著作権についてもう一度見直してみましょう！

そもそも著作権とは…

著作者の著作物（文章、イラストや絵画、音楽など）に対する権利のこと。販売されているか、アマチュアが作っているかなどに関わらず、**全ての創作物には著作権があります**。具体的には、①作者の名前を表示する権利（氏名表示権）、②勝手に改変されない権利（同一性保持権）、③コピーする権利（複製権）、④二次創作する権利（二次的著作物の利用権利）があります。

※メガホン School Voice Project より

教育機関で著作物を使用できる 5 つの判断基準

学校における著作物の仕様は、原則、以下の5つの基準を満たす必要があります。判断に迷ったら確認してみましょう。

- | | |
|------------------|---|
| ① 対象施設が学校その他教育機関 | 学校や公民館、教育研修施設などはOK。学習塾はNG。 |
| ② 対象主体が教員、児童生徒学生 | 教育をする人、される人の間で利用する。 |
| ③ 利用が「授業の過程」である | 授業の中で利用する。（授業の中で最近の音楽を使う、ニュースを利用する等） |
| ④ 使い方が「複製」「公衆送信」 | 「複製」（コピー）もしくは、「公衆送信」（Eメール、FAX、クラウドへのアップロード） |
| ⑤ 権利者の利害を害さない | 売れるはずだったものが売れなくしてはいけない。（問題集やソフトウェアのコピー） |

学校における例外 5 パターン

上記の判断に照らし合わせても、迷ってしまったときには、以下の5パターンを参照しましょう。

- | | |
|------------------------|---|
| ① 教材として使う | 授業で使うため物語や新聞をコピーして使用：OK 販売しているドリルや教材をコピーして使用：NG |
| ② オンライン授業で使う | オンラインでの双方向授業で、図表を見せる、音楽を演奏する：OK 送信側が教員だけの配信授業：NG |
| ③ 試験問題として使う | 新聞や小説を試験問題に使用する：OK 試験問題をホームページにアップする：NG |
| ④ 資料・レポートへの引用 | 郷土の歴史を発表するため、地域作家の作品や写真を引用する：OK 児童生徒が、感想文に引用を書かずに作家の中身をそのまま使用する：NG |
| ⑤ 部活・行事での作品上映やキャラクター使用 | 運動会等で、看板やチラシにキャラクターを描く：OK 学校行事で入場料を取って音楽を演奏する：NG |

おわりに

上記の条件を満たしている場合でももんだとなる場合があります。例えば、**利用条件を読まずにフリーのイラストを使用し、利用範囲を超えて利用した。授業風景を映した写真をホームページにアップしたが、雑誌の表紙が鮮明に映っていた、と言った場合に著作者から損害賠償を請求される場合があります**。特に、ホームページやインターネット上に記事をアップする場合には注意しましょう。